

# 徳島県情報公開審査会答申第46号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成16年9月9日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別紙（異議申立人の請求内容欄）に記載の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成16年10月21日、実施機関は、本件請求に係る公文書を国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号。以下「法」という。）に係る別紙（対象文書欄）の内容と特定し、別紙（実施機関の決定欄）のとおり、部分公開決定（条例第12条第1項）及び請求拒否決定（条例第12条第3項）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成16年11月25日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成16年11月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、部分公開決定のうち埠頭保安規程及び水域保安規程（以下「保安規程」という。）に係る部分を非公開とした処分（以下「本件処分」という。）及び請求拒否決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、公開を求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書、意見書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 県民は県政について知る権利がある。これは条例に明確に規定されている。
- (2) 実施機関は、法施行規則第68条第1項第1号から第8号の規定により定めた「水域保安規程」が、「公にすることにより、犯罪の予防、保安の目的達成、その他公共の安全に支障を及ぼす恐れがある」とし、条例第8条第5号に該当するとして公開をしないが、条文に書かれている水域保安規程で定めるべき事項を見ても、その全てが非公開になるとは考えられない。
- (3) 水域保安規程のもう一つの非公開理由として、「法令等の規定により県が法律上従う義務を有する国の機関の指示等により、公にすることができない」とし、条例第8条第7号に該当するとしている。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の解釈運用基準では、「テロ防止のための対応方針であって、公になることにより犯罪の実行を容易にするおそれのある情報」は不開示にできるとされているが、国土交通省から県への指示とされる文書に書かれた不開示対象文書の項目を見ると、水域保安規程のうち犯罪予防に関係のない部分があるはずである。

- (4) 「徳島小松島港に国際水域施設を設定しなかった原議」及び「市に対する説明と特に利害関係者に対する周知・説明に関する原議」が文書不存在とされているが、本件請求の前に実施機関から提供された図面の航路及び泊地の部分について、徳島小松島港は色塗りされていなかったが、橘港は色が塗られていた。色塗りされていない文書を提供しているのだから、国際水域施設は設定していないものと考えられ、文書も存在するはずである。

また、橘湾の海域は第三種共同漁業権が設定されており、市や利害関係者に説明をしてしかるべきものであると考える。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については、次のとおりである。

##### 1 港湾施設における保安対策について

平成13年9月の米国同時多発テロ発生を契機として、平成14年12月、国際海事機関（IMO）において「海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）」の改正が行われ、加盟国において港湾施設における保安対策を講じることになった。

これに伴い、平成16年4月に「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」が公布され、本県の重要港湾である徳島小松島港及び橘港において国際航海に従事する港湾施設を対象として、同年7月1日から埠頭及びその水域施設の保安対策が義務づけられることになった。

具体的な保安対策としては、国土交通省の指導のもと、対象となる国際埠頭施設及び水域施設について、保安管理者の職員を選任し、具体的な保安手順、緊急対応措置、保安訓練の実施等を定めた保安規程の策定を行い、国土交通省に承認申請のうえ、その承認を受け保安の確保のための対策を実施している。

## 2 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書としては、法施行にあたり国が行った説明会の復命書、埠頭保安規程及び水域保安規程など別紙（対象文書欄）に記載している文書であると特定した。

## 3 部分公開とした理由について

### (1) 本件処分 について

本件処分 において非公開とした部分は、今回の保安対策となる施設における保安規程に関するものであるが、これらの公文書は、保安対策の具体的内容そのものであり、公にすることにより、テロ等による人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招く恐れがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にする恐れがあることから、条例第8条第5号に該当するものと判断し、非公開としたものである。

さらに、徳島県は、国（四国地方整備局）との間で、「港湾施設保安評価等における秘密保全に関する協定」を締結しており、当該秘密保全協定では、県及び国がそれぞれの秘密の保全を確保するために、それぞれが相手方に通知及び送付する際に指定する「秘密文書等」について、相手方の同意を得なければ担当職員以外の者に秘密文書等を閲覧させてはならないことになっている。

そして、保安対策に係る秘密保全の徹底について、国から徳島県埠頭保安管理者あてに「国際埠頭施設の保安対策に係る秘密保全の徹底について」という文書通知があり、当該文書では、保安規程等の書類等について、保安上の観点から外部に漏洩することのないよう秘密保全の徹底を指示されているもので、その求められる保安水準としては、防衛、原子力保安に準じるレベルのものとされている。

さらに、保安に関する情報管理が適切でない場合については、補助金の返還、保安規程の承認取り消し、あるいは保安管理者の解任の可能性までも記載されている。

このように、保安対策という性質上、秘密保持とは密接不可分な関係にあり、各保安規程の策定にあたり、度々国からの秘密保持に関する要請や指示の通知等を受けている状況を踏まえ、条例第8条第7号にも該当するものと判断し、本件処分 の決定を行ったものである。

### (2) 本件処分 について

別紙（実施機関の決定欄） 、 、 の文書については、対象となる公文書を保有しておらず、条例第7条第2号に該当するものであることから、本件処分 の決定を行ったものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件処分 について

#### (1) 条例第8条第5号の該当性について

#### 条例第 8 条第 5 号について

本号の趣旨は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行など刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に係る情報について、公にすることによりこれに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報と定めたものである。

本号に該当する情報は、その性質上、公にすることにより支障を及ぼすおそれがあるかどうかの認定に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。したがって、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定することにより、本号該当性については、審査の場において、実施機関の第一次的判断が尊重され、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかについて審理・判断されるものであることを法文上で明らかにしたものである。

#### 本号の該当性について

実施機関が非公開とした情報は、保安規程そのものであるが、これらは、国際条約及び法に基づき、国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の防止を図り、もって人の生命及び身体並びに財産の保護を目的として取り組んでいる施策において、保安の確保のために必要な事項を具体的に定めたものであると認められる。

よって、実施機関が本号に該当するとした判断には相当の理由があると認められる。

#### (2) 条例第 8 条第 7 号の該当性について

##### 条例第 8 条第 7 号について

本号の趣旨は、実施機関に対する法的拘束力の観点から、法令等及び国の機関からの指示等により公にすることができないとされている情報を非公開情報として定めたものである。

##### 本号の該当性について

ア 法第 32 条第 4 項及び第 40 条第 2 項は、「重要国際埠頭施設の管理者又は設置者及び管理者は、埠頭保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。」及び「特定港湾管理者は、水域保安規程に定められた事項を適確に実施しなければならない。」と規定している。なお、本件請求に係る重要国際埠頭施設の管理者及び特定港湾管理者は徳島県である。

イ 埠頭保安規程及び水域保安規程は、それぞれ「埠頭保安管理者は、本規程の内容その他の保安措置に関する詳細な事項又は秘匿性の高い事項を、当該事項を知る必要性があると認められる者以外に知られることのないように、「文書管理規則」（付属書 8）に基づき、適切に管理する。」及び「水域保安管理者は、本規程の内容その他の水域保安措置に関する詳細事項又は秘匿性の高い事項を、当該事項を知る必要性があると認められる者以外に知られることのないように、「文書管理規則」（付属書 3）に基づき、適切に管理する。」と定めている。なお、

本件請求に係る埠頭保安管理者及び水域保安管理者は、法に基づき、アの重要国際埠頭施設の管理者及び特定港湾管理者が徳島県職員を選任している。

ウ 埠頭保安規程及び水域保安規程の文書管理規則は、「管理者は、国土交通省四国地方整備局と締結した「港湾施設保安評価等における秘密保全に関する協定」を遵守する」と定めている。なお、ここでいう管理者とは、アの重要国際埠頭施設の管理者及び特定港湾管理者のことである。

エ 港湾施設保安評価等における秘密保全に関する協定は、「甲及び乙は、それぞれ相手方の同意を得なければ、担当職員以外の者に秘密文書等を閲覧又は貸出してはならない。」「甲及び乙は、それぞれの相手方の同意を得なければ、秘密文書を複製してはならない。」と定めている。なお、ここでいう甲及び乙は、それぞれ四国地方整備局長及び徳島県知事のことである。

オ 平成16年6月30日付け国土交通省港湾局管理課長及び建設課長の連名で埠頭保安管理者あてに通知された「国際埠頭施設の保安対策に係る秘密保全の徹底について」は、「港湾管理者と締結しています秘密保全協定や埠頭保安設備整備費補助金交付要綱等に規定するところにより秘密保全の対象としております別紙に示す書類等について、保安上の観点から取扱者を限定し、取扱責任者を明確にするとともに情報等が外部に漏洩することのないよう一層の秘密保全の徹底をしていただきたい。」としており、その別紙において埠頭保安規程及び水域保安規程を示している。

カ 以上のことから、保安規程そのものを非公開とする旨の国からの指示等については、条例が規定する「実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示等」に該当し、実施機関が保安規程を本号に該当するとしたことは妥当である。

## 2 本件処分 について

別紙（実施機関の決定欄） について

徳島小松島港に関する水域保安規程を確認したところ、国際水域施設が設定されていることが認められることから、「徳島小松島港に国際水域施設を設定しなかった原議」は文書不存在であると考えられる。

別紙（実施機関の決定欄） について

実施機関の説明では、市や利害関係人などへの説明会は開催していないとのことである。また、保安対策の実施にあたっては、対象施設に係る機関で構成される保安対策協議会を設立し、具体的な保安対策について連絡調整を行っているとのことである。

以上のことから、実施機関の説明に特に不合理な点はなく、文書は存在しないものと考えられる。

別紙（実施機関の決定欄） について

実施機関の説明では、橘港の対象となる埠頭は民間の専用埠頭であり、埠頭の保安対策は民間が、水域の保安対策は港湾管理者である県が行うとのことである。

また、国際水域施設とは既に設定されている航路・泊地のことであり、制限水域の

設定に関しては、岸壁に接岸できる船の船幅に30メートルをプラスしたものとされており、この基準は全国で統一されているとのことである。

以上のことから、実施機関の説明に特に不合理な点はなく、文書は存在しないものと考えられる。

### 3 結論

当審査会は、本件請求に係る公文書を個別、具体的に検討した結果、冒頭の「第1審査会の結論」のとおり判断する。

#### (付帯意見)

本件事案のうち、保安規程そのものに関し、公文書公開制度としては、実施機関が非公開文書であると決定したことは、妥当であると判断した。

しかし、保安規程そのものは別として、その保安規程が定めている保安対策の中には、県民に周知し、その理解を得て対策を進めるべき必要性があるものが見受けられる。

この観点に立てば、実施機関は、本件事案の異議申立てに至るまでの当初の段階から、いち早く積極的な情報提供と情報公表について、適切な運用に努める必要があったことを特に付言するものである。

### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成16年11月30日	諮 問
12月24日	実施機関からの理由説明書を受理
平成17年 1月19日	異議申立人からの意見書を受理
1月31日 (第34回審査会)	審 議
2月23日 (第35回審査会)	異議申立人からの口頭意見陳述の聴取、審議
3月23日 (第36回審査会)	実施機関からの口頭理由説明の聴取、審議
6月17日 (第37回審査会)	審 議
7月 6日 (第38回審査会)	審 議
7月25日 (第39回審査会)	審 議

(別紙)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律及び関係法令等についての次の文書

異議申立人の請求内容	対象文書	実施機関の決定	審査会の判断
国等行政機関がした法律等の説明会に出席した者の知事あての復命書(全資料)	知事あての復命書 4 件	決定内容 部分公開決定 非公開部分 国土交通省四国地方整備局が会議で配布した資料のすべて	審査対象外
	H15.7.29付け復命書		
	H15.9.30付け復命書		
	H15.12.8付け復命書		
徳島県告示第706号の原議及び徳島小松島港は水域の制限区域が60mで、橋港は70m乃至は80mにした理由の書類	制限区域の設定及び公示並びに区域内の規制について(徳島小松島港及び橋港)	決定内容 部分公開決定 非公開部分 添付資料のうち埠頭保安規程、水域保安規程の関係部分	判断妥当
	水域保安規程等承認申請書について(国土交通省四国地方整備局長あて)	決定内容 部分公開決定 非公開部分 水域保安規程	
橋港の国際水域施設の設定に係る原議と徳島小松島港に国際水域施設を設定しなかった原議(理由書を含む)	水域保安規程等承認申請書について(国土交通省四国地方整備局長あて)	決定内容 部分公開決定 非公開部分 水域保安規程	
	徳島小松島港に国際水域施設を設定しなかった原議(理由書を含む)	決定内容 請求拒否決定 理由 対象文書不存在	
とに係る市に対する説明と県民、特に利害関係者に対する周知・説明に関する原議	制限区域の設定及び公示並びに区域内の規制について(徳島小松島港及び橋港)	決定内容 部分公開決定 非公開部分 添付資料のうち埠頭保安規程、水域保安規程の関係部分	
	とに係る市に対する説明と特に利害関係者に対する周知・説明に関する原議	決定内容 請求拒否決定 理由 対象文書不存在	
橋港国際水域施設設定に係る企業からの設定要望(陳情等を含む)書	橋港国際水域施設設定に係る企業からの設定要望(陳情等を含む)書	決定内容 請求拒否決定 理由 対象文書不存在	

部分公開決定における非公開部分に関する実施機関の決定理由

条例第8条第5号 公にすることにより、犯罪の予防、保安の目的達成、その他公共の安全に支障を及ぼすおそれがある情報に該当する。

条例第8条第7号 法令等の規定により県が法律上従う義務を有する国の機関の指示等により、公にすることができない情報に該当する。